

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和4年11月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

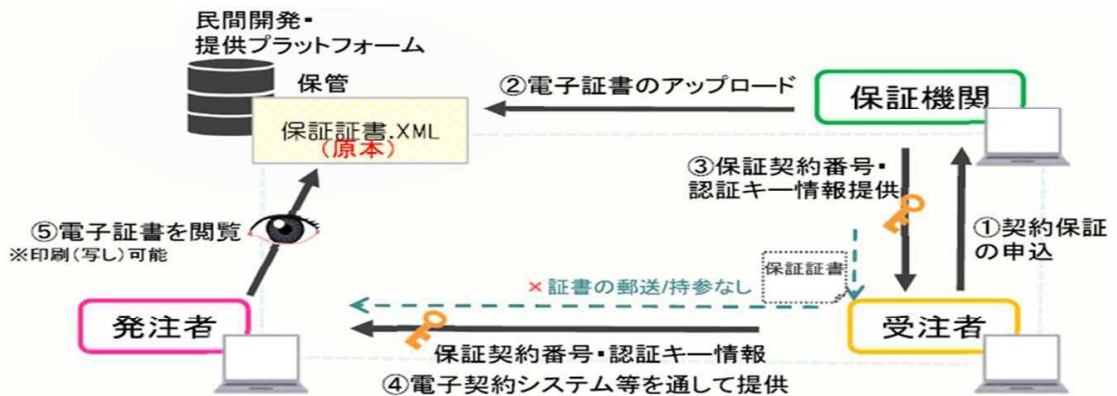
電子化の対象となる保証証書等

契約の保証	→	①契約保証証書 ②公共工事履行保証証券 履行保証保険証券	(引受先：保証事業会社) (引受先：損害保険会社)
前払金保証 (中間前払金含む)	→	③前払金保証証書※	(引受先：保証事業会社)

※③前払金保証証書については、原則、電子による取扱いとしてください。

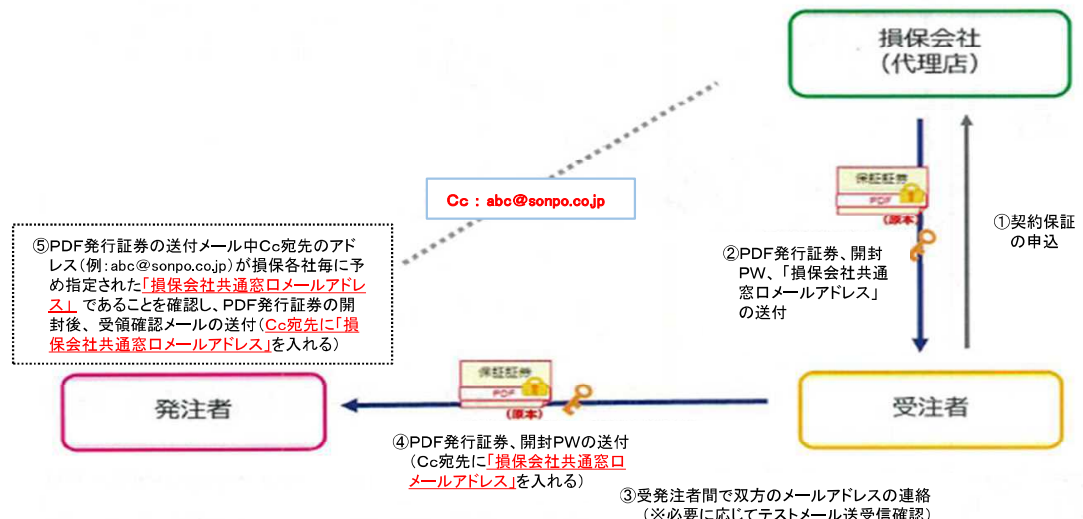
電子化による取扱いのイメージ

保証事業会社が引受先の場合



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム (D-Sure) にアクセスし、保証内容を確認します。

損害保険会社が引受先の場合



受注者は損保会社より発行された「電子保証証券 (PDFファイル)」と「開封パスワード」を発注者に提出し、発注者は開封確認後、受領確認メールを発信します。(損保会社にもcc送信)
(注意：損害保険会社ごとで取扱いが定められるため、上記例示とは異なるフローとなる場合があります。)